

7 職員手当の状況(普通会計)

区分	あきる野市			東京都			国					
期末・勤勉手当	(平成20年度支給割合) 単位: 月分			(平成20年度支給割合) 単位: 月分			(平成20年度支給割合) 単位: 月分					
		期末手当	勤勉手当	合計		期末手当	勤勉手当	合計		期末手当	勤勉手当	合計
	6月期	1.55 (0.75)	0.55 (0.275)	2.10 (1.025)	6月期	1.60 (0.75)	0.50 (0.275)	2.10 (1.025)	6月期	1.40 (0.75)	0.75 (0.35)	2.15 (1.10)
	12月期	1.50 (0.95)	0.65 (0.275)	2.15 (1.225)	12月期	1.65 (0.95)	0.50 (0.275)	2.15 (1.225)	12月期	1.60 (0.85)	0.75 (0.40)	2.35 (1.25)
	3月期	0.241 (0.10)	-	0.241 (0.10)	3月期	0.25 (0.10)	-	0.25 (0.10)	3月期	-	-	-
合計	3.291 (1.80)	1.20 (0.55)	4.491 (2.35)	合計	3.50 (1.80)	1.00 (0.55)	4.50 (2.35)	合計	3.00 (1.60)	1.50 (0.75)	4.50 (2.35)	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有					
退職手当	単位: 月分			単位: 月分			単位: 月分					
	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年			
	勤続20年	24.25	33.50	勤続20年	24.25	33.50	勤続20年	23.50	30.55			
	勤続25年	32.50	43.50	勤続25年	32.50	43.50	勤続25年	33.50	41.34			
	勤続35年	49.75	59.20	勤続35年	49.75	59.20	勤続35年	47.50	59.28			
最高限度額	59.20	59.20	最高限度額	50.00	59.20	最高限度額	59.28	59.28				
手	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 勤奨等退職時の特別昇給 1号給			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)					
当	平成20年度1人当たり平均支給額 普通 391万円(平均勤続9年9月) 定年など 2,588万円(平均勤続35年1月)			平成20年度1人当たり平均支給額 普通 273万円(平均勤続7年3月) 定年など 2,570万円(平均勤続36年4月)								

(注) 1 期末・勤勉手当の( )内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成21年4月1日現在)	支給対象地域	全地域	特殊勤務手当 (平成20年度)	区 分	全 職 種	
	支給率	10.0%		職員全体に占める手当支給職員の割合	3.7%	
	支給対象職員数	418人		支給対象職員1人当たり支給年額	1,063円	
	東京都の制度(支給率)	地域区分により 16.0~0%		手当の種類(手当数)	8種類	
	国の制度(支給率)	地域区分により 16.0~0%		代表的な 手当の名称	支給額の多い手当 職員に支給されている手当	危険手当 危険手当 税務手当
	支給対象職員1人当たり 支給年額(平成20年度)	608,892円				

時間外勤務手当	平成20年度	支給総額	75,544千円	平成19年度	支給総額	85,424千円
		職員1人当たり支給年額	194千円		職員1人当たり支給年額	210千円

(平成21年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者	13,500円	配偶者 13,000円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000円	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,500円
	配偶者以外の扶養親族のうち3人以上	5,000円	配偶者以外の扶養親族のうち3人以上 6,500円
	配偶者のない職員の第1子	13,500円	配偶者のない職員の第1子 11,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(配偶者のない職員の第1子を除く)1人につき4,000円を加算		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算
住居手当	世帯主などで扶養親族のある者	9,000円	自宅新築・購入後5年以内 2,500円
	世帯主などで扶養親族のない者	8,500円	賃貸住宅居住職員に対する最高限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離に応じて支給(車、自転車など)	一部異なる	交通用具使用 通勤距離により支給額が異なる(車、自転車など)

8 定員の状況

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	
	平成20年	平成21年		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	100	100	0
	税 務	35	36	1
	民 生	101	99	2
	衛 生	35	35	0
	農林水産	11	10	1
	商 工	11	11	0
	土 木	36	34	2
小 計	336	332	4	
特別行政部門	教 育	95	86	9
小 計	95	86	9	
普通会計	計	431	418	13
公営企業等会計部門	下 水 道	13	10	3
	そ の 他	44	40	4
	小 計	57	50	7
合 計	488 (14)	468 (18)	20 (4)	

イ 平成20年の職員数の増減状況

区 分	増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 理 由	
一般行政部門	議 会	0	0	0	
	総 務	1	1	0	人事異動による欠員補充(1)、組織改正に伴う減(1)
	税 務	1	0	1	業務量増に伴う増(1)
	民 生	2	4	2	業務量増に伴う増(2)、派遣等による減(4)
	衛 生	0	0	0	
	農林水産	0	1	1	人事異動による欠員不補充(1)
	商 工	0	0	0	
	土 木	0	2	2	人事異動による欠員不補充(2)
特別行政部門	教 育	3	12	9	業務量増に伴う増(3)、人事異動による欠員不補充(6)、指定管理者制度による減(6)
公営企業等会計部門	下 水 道	0	3	3	人事異動による欠員不補充(3)
	そ の 他	1	5	4	業務量増に伴う増(1)、事務の統廃合による減(2)、水道業務を都へ移管することによる減(3)

9 給与水準

平成20年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は104.2で、あきる野市は99.5です。  
 都内26市中でも低い水準となっています。

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。  
 2 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。